

公共施設へ チラシを配送します

イベント
等の



市民自治活動奨励事業認定制度をご利用ください

「市民自治活動奨励事業認定制度」とは、市民活動団体が自主的に実施する事業のうち、「市民主体の自治の推進」につながると認められるものに対して、公共施設での広報活動を支援することにより、その実施を奨励することを目的とした日進市の制度です。

配布できる施設

その他の公共施設についてはご相談ください

事業内容にふさわしい施設のみに配布します。

- ・図書館 ・市民会館 ・スポーツセンター
- ・福祉会館（西部、南部、東部、北部、相野山、岩崎台・香久山の6館）
- ・生涯学習プラザ ・道の駅 マチテラス日進

※施設によっては、2週間毎にチラシの入れ替えが行われます。

※一部、当館が依頼文の作成をして、各団体が配送を行っていただく施設もございます。内容によっては配架をお断りされる場合もあります。ご了承ください。

配布できるもの

紙媒体の配布に加え、「にっしんお知らせめーる」の利用ができます

認定後の動き



チラシ（各館20枚まで）



ポスター（各館1枚まで）A3のみ



にっしんお知らせめーる

どの施設に何枚配送するかわかるように仕分けてにぎわいへ提出
(クリップやふせんなどでわけてください)

PDFまたはJPGデータを地域共生課へ送信(3MBまで)

※にっしんお知らせめーるのみの申請も可能です。

※開催日が決定しており広く市民を募集する講座やイベントで、市が適当と判断した場合のみ利用できます。

1回の配送につき3件まで。にっしんお知らせめーるのみも1件と数えます。

にぎわい交流館では、登録団体の皆さんの広報活動を支援しています
詳しくはウェブサイトをチェック ▶



日進市にぎわい交流館

電話 0561-75-6650 FAX 0561-73-5810
MAIL nigiwai@me.ccnw.ne.jp



チラシを配送するためには 奨励事業として認定する必要があります

＜対象＞対象締切日から3週間以降2ヶ月以内に開催するイベント等

配布までの流れ

(基本) 第2・4日曜日締切

申請期間

申請書提出

※提出は持ち込みかメールで受け付けます。

認定申請書に必要事項を記入し、事業のチラシ等(案でも可)を添えてにぎわい交流館へ提出してください。

月～水曜日

審査・承認

にぎわい交流館・地域共生課による審査・承認を行います。

水・木曜日

団体へ連絡

※認定できない場合もあります。

にぎわい交流館から申請団体に連絡。認定の結果についてお知らせします。

～日曜日

チラシ提出

施設ごとに、クリップやふせんなどで仕分けして持参してください。

翌月曜日

※祝日の場合は翌日

交換箱に投函

にぎわい交流館が市の交換箱へ投函。その後各施設が取りにこられます。

申請期間・対象期間、申請用紙等はこれから確認できます。▶

審査によって不採択になる場合があります。次回に再度応募される場合は、同じ内容でも改めて申請書の提出をお願いします。認定されても施設の状況によっては配架されない場合もあります。ご了承ください。



配布できる条件

次の条件のいずれにも該当する事業が対象です。

- ☐ にぎわい交流館の登録団体が主催・共催。
- ☐ 日進市内で開催。
- ☐ 営利目的ではない(外観上、営利と思われない)。
- ☐ 参加者等は広く市民を対象とし、特定の地域や会員等に限定しない。
- ☐ 申請事業以外への参加等を促す目的ではない。
- ☐ 特定の宗教又は政治団体を宣伝、支持又は反対する意図がない。
- ☐ 暴力団又は暴力団員と関係がない、又は関係性を疑われる点がない。
- ☐ 政治的中立性を損なうおそれがない。
- ☐ その他、奨励事業の認定をすることが不適当と認められる点がない。
- ☐ 公序良俗を乱すおそれがない。



日進市市民自治活動推進補助金事業は、審査や期間に関係なくチラシ配送が可能です。